令和２年４月２８日

会員各位

日の出町商工会

（公印省略）

**持続化給付金に関するお知らせ（速報版）につきまして**

平素は商工会事業にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

早速ですが、４月２７日付にて、経済産業省より表記お知らせが発表されましたのでご案内申し上げます。

詳しい申請要領につきましては、日の出町商工会のホームページのトップページ下段、関連機関からのお知らせ内、４月２８日付、『【国関連】「持続化給付金」（令和２年度補正予算事業）について』内の、『・持続化給付金に関する申請要領（個人向け）（法人向け）』より、ご確認いただければと存じます。

４月２７日付の申請要領〈速報版〉では、**申請は電子申請（専用ホームページ）**よりとなっております。申請支援窓口の設置については、新型コロナウィルス感染拡大防止策を徹底の上、完全予約制で行う見込みであり、設置場所（機関）については、詳細が決まり次第公表とのことです。

日の出町商工会のホームページにて、最新情報をお届けしますので、適時ご確認いただければ幸いです。

申請期間及び申請方法、お問い合わせ先は下記のとおりとなります。

―４月２７日現在―

申請期間：令和２年度補正予算の成立翌日（最短で５/１）から令和３年１月１５日迄

申請方法：持続化給付金の申請用ホームページ（令和２年度補正予算の成立後公

表:最短で５/１）からの電子申請

　 問い合せ：中小企業　金融・給付金相談窓口

０５７０ー７８３１８３（平日・休日　午前９時～午後５時）

　＊後日、新たな専用相談窓口ができるとのこと

　尚、現在、日の出町商工会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止への取り組みとして、①マル経融資の現場調査を除き、**巡回業務の中止**、②打合せ、来会希望者に対し、先方の了解のもと、極力、電話・メール等を活用し、**直接の面談を抑制**、③交代制による職員の**テレワーク等を実施**しております。（詳しくは、日の出町商工会ホームページをご覧下さい）

　ご不便をおかけしますが、皆様のご支援につきましては、東京都の緊急事態宣言が解除されるまで、極力、電話、メール等、直接の接触を避ける方法でご対応をさせていただきますこと、併せてお願い申し上げます。